



2024年3月29日

各 位

会社名 株式会社グッドスピード
代表者名 代表取締役社長 加藤久統
(コード番号: 7676 東証グロース)
問合せ先 取締役管理本部長 大庭寿一
(TEL 052-933-4092)

2023年9月期計算書類及びその付属明細書並びに連結計算書類に対する 監査意見不表明に関するお知らせ

当社は、2024年3月29日に、2023年9月期の計算書類及びその付属明細書並びに連結計算書類に関し、当社の会計監査人である監査法人A&Aパートナーズより、会社法第436条第2項第1号及び会社法第444条第4項の規定に基づく監査について、監査意見を表明しない旨の監査報告書を受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 背景及び概要

当社は、監査法人A&Aパートナーズより、財務諸表に対して意見を表明する根拠となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができないことを理由とする、2023年9月期計算書類及びその付属明細書並びに連結計算書類に対する監査意見を表明しない旨の監査報告書を受領いたしました。したがって、当社はこの計算書類に対する監査意見の不表明に伴い、当社の臨時株主総会の決議事項として2023年9月期計算書類の承認を付議いたします。

2. 監査報告書の内容

受領した計算書類及びその付属明細書に対する監査報告書の意見不表明の根拠は次のとおりであります。

<意見不表明の根拠>

2023年8月31日に金融庁が当監査法人に対して、金融庁の公益通報窓口で「会社が売上の先行計上の不正を行っている。」という通報があったことを伝えたことを契機に、当監査法人は会社に対して、第三者調査委員会による事実関係の調査、原因の究明及び再発防止策の提案を受けることが必要である旨の提言を行い、これを受けて会社が社内では対応を検討した結果、2023年10月6日に第三者調査委員会を設置し、2024年1月4日に第三者調査委員会の調査報告書を受領し、対象となる部分について訂正を行っている。

当監査法人は第三者調査委員会の調査結果を受け、監査計画の見直しを行い、売上高を含め全ての勘定科目の重要な虚偽表示リスクを再評価し監査手続を実施したものの、監査手続の実施にあたって多くの制約があり、十分かつ適切な監査証拠を入手できなかった。特に、売上高の大部分を占める車両売上の売上計上時期の適切性に係る実証手続においては、収益認識時点である引渡日が記載された外部証憑である車両納品確認書が偽造されていたため、車両納品確認書以外の代替的な外部証憑による突合や会社の顧客への確認手続を実施したが、十分かつ適切な監査証拠を入手できなかった。そのため、売上高及び関連する勘定科目に対する影響を算出することは困難であることから、当監査法人は、未発見の虚偽表示がもしあるとすれば、それが上記の計算書類等に及ぼす可能性のある影響は重要であり、当該影響は計算書類等の特定の構成要素、勘定又は項目に限定されないと判断した。

以上の結果、当監査法人は、上記の計算書類等に対して意見を表明する根拠となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができず、計算書類等に重要な修正が必要かどうかについて判断することができなかった。

また、受領した連結計算書類に対する監査報告書の意見不表明の根拠は次のとおりであります。

<意見不表明の根拠>

2023年8月31日に金融庁が当監査法人に対して、金融庁の公益通報窓口で「会社が売上の先行計上の不正を行っている。」という通報があったことを伝えたことを契機に、当監査法人は会社に対して、第三者調査

委員会による事実関係の調査、原因の究明及び再発防止策の提案を受けることが必要である旨の提言を行い、これを受けて会社が社内で対応を検討した結果、2023年10月6日に第三者調査委員会を設置し、2024年1月4日に第三者調査委員会の調査報告書を受領し、対象となる部分について訂正を行っている。

当監査法人は第三者調査委員会の調査結果を受け、監査計画の見直しを行い、売上高を含め全ての勘定科目の重要な虚偽表示リスクを再評価し監査手続を実施したものの、監査手続の実施にあたって多くの制約があり、十分かつ適切な監査証拠を入手できなかった。特に、売上高の大部分を占める車両売上の売上計上時期の適切性に係る実証手続においては、収益認識時点である引渡日が記載された外部証憑である車両納品確認書が偽造されていたため、車両納品確認書以外の代替的な外部証憑による突合や会社の顧客への確認手続を実施したが、十分かつ適切な監査証拠を入手できなかった。そのため、売上高及び関連する勘定科目に対する影響を算出することは困難であることから、当監査法人は、未発見の虚偽表示がもしあるとすれば、それが上記の連結計算書類に及ぼす可能性のある影響は重要であり、当該影響は連結計算書類の特定の構成要素、勘定又は項目に限定されないと判断した。

以上の結果、当監査法人は、上記の連結計算書類に対して意見を表明する根拠となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができず、連結計算書類に重要な修正が必要かどうかについて判断することができなかった。

3. 計算書類の承認について

計算書類に対する監査意見の不表明に伴い、当社臨時株主総会の決議事項として計算書類の承認を付議いたします。

4. 財務諸表（有価証券報告書）に関する監査報告書への影響について

財務諸表（有価証券報告書）に関する監査報告書への影響については、本日付け「過年度及び2023年9月期有価証券報告書に係る監査報告書の意見不表明及び内部統制監査報告書の意見不表明に関するお知らせ」にて公表済みであります。

5. 今後の展開

臨時株主総会の開催に関する事項につきましては、決定し次第、速やかにお知らせいたします。

以上